

## 神戸モデル標準服 届出販売店の募集について

神戸モデル標準服は、本市が認定した製造メーカー（製造認定メーカー）の商品を、本市に登録した販売店（届出販売店）が販売し、各学校での販売及び採寸は、届出販売店の中から見積合わせなどの手続きを経て選定された推奨販売店が行うこととしている。

以下の手続きにより、届出販売店を募集する。

### 1. 応募資格

次に掲げる条件の全てに該当すること。

- (1) 本店または支店が神戸市内に所在し、市内外を問わずユニフォームまたは体操服の販売実績を有する、あるいは市外に所在し、市内でのユニフォーム、体操服の販売実績を有する小売業者であること。（製造販売を兼ねる場合も含む）
- (2) 国及び神戸市、その他の地方自治体から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定を準用し、それに該当していないこと。
- (4) 本市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (7) 次に掲げる法人その他の団体（以下、「法人等」という。）でないこと。
  - ア. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ. 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等。
  - ウ. 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者を役員に含む法人等。その他「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」（以下「暴力団等排除要綱」とする。）第5条を準用し、該当しないこと。
- (8) 暴力団等排除要綱第5条を準用し、これに該当する者を本業務の履行に関連する契約の相手方としないこと。
- (9) 事業者及びその代表者が国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいる法人等でないこと。また、代表者が成年被後見人、被保佐人でないこと。
- (11) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

### 2. 応募方法

電話にて事前連絡のうえ、必要書類各1部を持参又は郵送・宅配（書留等受取記録が残る方法）にて提出すること。（受付時間 9時～正午、13時～17時、土日祝日を除く）

**提出先** 〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号神戸ハーバーランドセンタービル4階  
神戸市教育委員会事務局 学校教育課 学校教育課「神戸モデル標準服」担当  
TEL 078-984-0716

**提出書類**

- ①販売届（様式1）
- ②誓約書（様式2）
- ③事業経歴書（様式3）
- ④業績報告書（様式4）
- ⑤定款、規約又はこれらに類する書類

（以下の書類は発行から1年以上経過していない正本とする）

- ⑥法人登記簿謄本
- ⑦代表者印鑑登録証明書
- ⑧国税の納税証明書（同証明書「その3の3」[法人税と消費税及地方消費税に未納の税額がないことの証明]）
- ⑨本店所在地の都道府県税において滞納がないことの証明書
- ⑩本店所在地の市町村税において滞納がないことの証明書

**3. 応募後の流れ**

**（1）結果通知**

本市が提出資料を確認後、原則Eメールにて結果を通知する。

**（2）提出内容の変更、廃業など**

所在地等の変更がある場合は、上記提出先まで原則Eメールで連絡すること。

廃業の場合は、事業終了の6カ月前までに、本市へ廃止届（様式任意）を提出すること。

**4. その他**

- ・提出書類に係る費用は自社負担とする。
- ・製造認定メーカーとの交渉等供給にかかる調整は自社責任とする。  
（本市は紹介等を行わない）

## 【参考】

### 1. 神戸モデル標準服

#### (1) 導入経緯

中学校の標準服（制服）について、保護者負担の軽減や性の多様性への配慮等に対応するため、令和元年度に「神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会」で議論した。

その結果、①選択や組み合わせの多様性等の配慮が施されていること、②デザイン的にも洗練されたものであること、③神戸らしさを感じさせる意匠（例えば神戸タータンなど）を取り入れたものであること、④価格面でも現行の各校独自標準服の平均的価格帯内で入手することが可能なものであること、上記の各点を反映した「神戸モデル標準服」を作成することが適切である」との検討会の提言を受けた。

#### (2) デザイン及び流通

神戸モデル標準服のデザインは、学識経験者等による選定委員会や、小中学校の児童生徒及び保護者の投票を経て決定した。

流通については、「神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会 流通部会」での意見をもとに基本方針を策定し、本市が認定する神戸モデル標準服製造認定メーカーが製造し、基本仕様書に適合していることを本市が確認した製品に限り販売できる。

また、学校で採寸及び販売できる販売店（推奨販売店）は、届出販売店の中から、学校が簡易的なコンペティションや見積合わせ等の方法で選定し、生徒及び保護者は、推奨販売店から、あるいは届出販売店による一般販売にて神戸モデル標準服を購入することとした。

- ・一般販売（市ホームページ）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a48730/hyoujyunhuku/kobemodel-hannbaitenn-tieribbon.html>

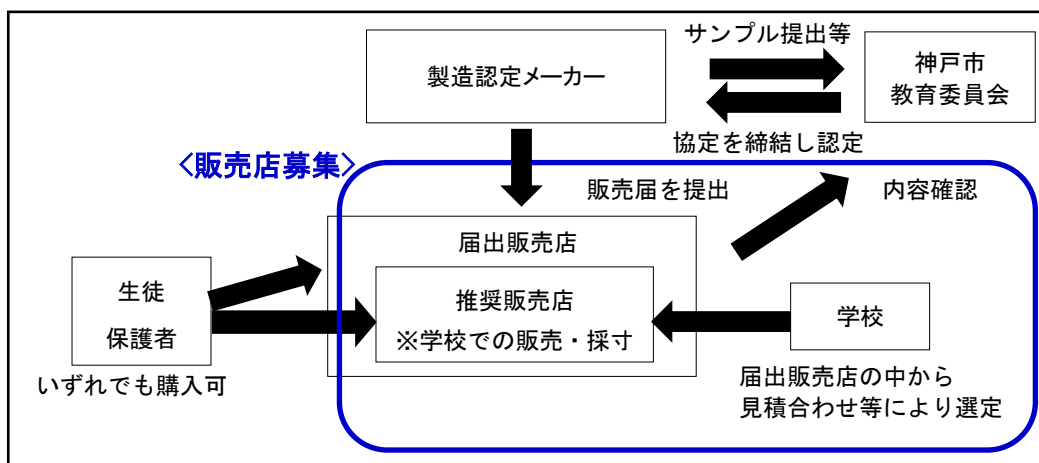
#### (3) 各学校における神戸モデル標準服の導入方針

各学校は神戸モデル標準服を学校指定の標準服とする「全員着用」、または、既存の学校独自の標準服を継続しながら、希望者の神戸モデル標準服の着用を認める「希望者着用」のいずれかの方法で導入している。

- ・各学校の導入方針（市ホームページ）

<https://www.city.kobe.lg.jp/z/kyoikuinkai/koubehyoujunnfuku.html>

#### <神戸モデル標準服の流通経路（概略図）>



## 2. 製造認定メーカー・届出販売店一覧（令和6年12月現在）

	製造認定メーカー（11社）	届出販売店（17社）
1	児島株式会社	畑洋服株式会社
2	株式会社ベストリア	はたファッションショップ
3	瀧本株式会社	株式会社トモヤ
4	アカツキ商事株式会社	西日本ユニ株式会社
5	昭和被服総業株式会社	伊藤洋装株式会社
6	株式会社 Idiom	株式会社制服のモリモトヤ
7	菅公学生服株式会社	株式会社大塚ユニホーム
8	株式会社明石スクールユニフォームカンパニー	スメラ株式会社
9	株式会社チクマ	株式会社丸福
10	株式会社トンボ	株式会社カマタニ
11	株式会社トモヤ	青山商事株式会社
12		京川制服株式会社
13		株式会社明石スクールユニフォームカンパニー
14		株式会社ベストリア
15		お多福衣料株式会社
16		株式会社神戸ユニフォーム
17		日本ユニフォーム株式会社